

# 氏 名 等 変 更 届

## 7 氏名等の変更

### (1) 氏名等の変更の取扱い

法第20条第3項に規定のある、氏名または名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名、または登録の年月日及び登録番号の変更があった時は、遅滞なく届出なければならない。

### (2) 氏名等の変更の届出

- ① 提出書類  
氏名等変更届書（様式第3）
- ② 提出先  
奈良県 暮らし創造部 景観・環境局 景観・自然環境課
- ③ 提出部数  
正1部、副2部の計3部とし、申請区域が2以上の市町村にまたがるときは、それに応じて副の部数を増やすこと。
- ④ 登録事項の変更も同時に行うこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 氏 名 等 変 更 届 出 書

平成 年 月 日

奈 良 県 知 事 殿

住 所

氏名又は名称及び  
法人にあつては、  
その代表者の氏名

印

登録年月日及び登録番号

砂利採取法第20条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

### 1 変更の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

### 2 変更の理由

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 ×印の項は、記載しないこと。
  - 3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。